

ハーグ条約実施法に基づく解放実施手数料と類似事務の比較について

【解放実施の手数料】

- ①完了手数料(2万5000円)
- ②不能手数料(債務者及び子の存在下における拒絶等・返還実施者の指示違反等)(7000円)
(②については、下記の【事務の実施】まで)

【準備行為】

- ・申立書審査
- ・債権者(代理人)との調整
- ・立会人, 執行補助者の手配
- ・警察への援助依頼
- ・執行場所の選定
- ・家庭裁判所, 返還実施者, 中央当局との連絡調整



【事務の実施】

- ・債務者及び子の確認
- ・債務者及び子の説得
- ・返還実施者, 中央当局担当者との連携
- ・抵抗排除行為



【事務の完了】

- ・子を債務者の監護から解放
- ・調書作成

【類似事務の手数料】

- ①不動産明渡し(1万5000円)
- ②建物収去土地明渡し(3万円)
(いずれの場合も明渡しの催告を先行させる場合は、1万円加算)

【準備行為】

- ・申立書審査
- ・債権者(代理人)との調整
- ・立会人, 執行補助者の手配
- ・警察への援助依頼



【事務の実施】

- 《明渡しの催告》
- 《明渡しの断行》
目的不動産の特定, 占有認定
目的建物の解錠, 立入
抵抗排除行為(②の場合, 収去方法の指示)



【事務の完了】

- ・債権者への目的物の引渡し
- ・調書作成
(②の場合残材処理の指示)